

【目 次】

1. 研修会・セミナー
2. 産業保健トピックス
3. 産業保健相談員アラカルト
4. センターからのご案内
5. 編集後記

【1】研修会・セミナー

研修会・セミナーの詳細は、「実施予定の研修」をご覧ください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar#schedule-seminar>

【申込期間中の研修】

申込みは、各研修の申込フォームからお申し込みください。

★新着

◎2月・3月の研修をアップしました！

2月 3日（火）両立支援コーディネーター事例検討会「メンタル不調者の復職支援」

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7586>

2月 6日（金）化学物質規制の見直しについて～自律的な管理へ⑦～

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7547>

2月 12日（木）法令順守型から自律的な管理へ
(集合)～自律的な管理に必要な化学物質の危険性・有害性の理解～

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7582>

2月 12日（木）法令順守型から自律的な管理へ
(Web)～自律的な管理に必要な化学物質の危険性・有害性の理解～

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7587>

2月 17日（火）双極性障害の理解とその対応

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7583>

2月 20日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～

2月 25日（水）<2期シリーズ：1期4回>2期－3回目

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7548>

3月 6日（金）労働者のタイプに合わせたうつ症状への対応の工夫

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7584>

3月 6日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～

3月 6日（金）<2期シリーズ：1期4回>2期－4回目

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7549>

《3月6日（金）∴今年度最後∴の研修となります》

☆再掲！

<12月>

12月 5日（金）知りたい！職場巡視のポイント

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7464>

12月 16日（火）睡眠障害の理解とその対応

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7465>

12月 19日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～

۱۰۷

詳細・申込 <2期シリーズ：1期4回> 2期－1回目
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7466>

< 1 月 >

ぶ～	1月16日（金）	産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ
	詳細・申込	<2期シリーズ：1期4回>2期—2回目 https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7507
けて～	1月20日（火）	発達障害のある労働者への対応のヒント ～発達障害の特性・職場での困り感や配慮ポイント～ https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7508
	詳細・申込	職場環境改善の進め方～ストレスチェック集団分析結果の活用に向
	1月29日（木）	詳細・申込 https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/7509

【2】産業保健トピックス

- ◇ ストレスチェック制度の実施状況(令和5年) (厚生労働省)
 - ◇ (東京さんぽ) 労働衛生のハンドブック 令和7年度版を発行いたしました (お知らせ)
 - ◇ 「産業医等が行う調査研究に対する助成(一般公募)」について
(令和8年度 産業医学調査研究助成事業) (お知らせ)
 - ◇ 建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について (山梨労働局)
 - ◇ ストレスチェック義務化に関する法改正関連情報など (厚生労働省)
 - ◇ 働く女性の健康課題等に関する研修会<オンデマンド> (厚生労働省)
 - ◇ 山梨県内の高年齢労働者における労働災害発生状況と防止対策
高年齢労働者の安全と健康確保のために (山梨労働局)

詳細は、ホームページの「新着情報」をご覧ください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/topics>

【3】産業保健相談員アラカルト

『改訂騒音障害防止のためのガイドライン』

労働衛生工学担当 望月明彦

職場における騒音障害については、戦後の早い時期から防止のための法整備は検討され、ガイドラインの制定もなされてきたところです。とはいえ、大型機械の導入等の変化も大きく、依然として課題が残る状況にあります。

令和5年新たに「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。事業者が自主的に取組みやすいように、望ましい騒音障害防止対策を体系化したものとなっています。そのポイントを以下に簡略に解説します。

①根幹である「衛生管理体制」については、「作業場ごとに」騒音障害防止対策の「管理者」を新たに定めて組織的かつ継続的に対策を実施することとされ、その管理者教育の内容についても定められました。

②「作業環境管理」については、別表第1に掲げた安衛則に基づく8作業場の「6ヶ月以内ごとの等価騒音レベル測定」は従来通りです。測定方法も「作業環境測定(A,B測定)」に基づくことは変わりません。

別表第2に掲げる52作業場（安衛則上の義務付けはないものの85dB以上になる可能の場所に測定等性が大きい作業場）については、以下の3種類の作業場に応じて「測定方法に選択の基づくこととされていますが、騒音源が「移動」する状況においては「個人ばく露満度による等価騒音レベルの測定」も可能とされました。継続的に85dB未満である

については定期測定の省略が可能とされました。「屋外作業場」については、「定点測定」又は「個人ばく露測定」に基づくこととされました。地面の上に騒音源があり周辺に建物等がない場所については、「推計する方法」も可能となりました。

③作業管理については、従来の「防音保護具」という名称が「聴覚保護具」に変わり、「聴覚保護」という目的をより明確化しています。管理者は正しい使用方法を労働者に指導し、目視等で確認することとされています。

また、作業環境改善措置を講じても等価騒音レベルが「85dB未満」とならない場合等では、騒音作業に従事する時間の短縮を検討することが「事業者責任」とされました。

④健康管理（騒音健康診断）については、雇入時等健康診断及び二次検査におけるオージオメータによる聴力検査に、6,000ヘルツが追加されました。また、定期健康診断の選別聴力検査は、会話域及び高音域の音圧レベルが規定されました。ただし、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所等においては、省略可とされ、測定と整合性がとれています。

ガイドラインの改訂は、労働者の保護、快適な職場環境の実現を目的としています。事業者及び管理者の皆様が、防止対策について十分理解され、それぞれの作業場に応じた対策を実施されることを期待します。

【4】センターからのご案内

★令和7年度 産業保健活動総合支援事業に係るアウトカム調査（ご利用者さまアンケート）へのご協力のお願い

先月もお知らせいたしましたが、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターをご利用いただいた皆さまを対象に、事業場の産業保健活動への効果や期待するサービスの内容等をお聞かせいただき、今後のサービスに活かすことを目的としてアンケート調査を実施しています。

研修・セミナーにお越しいただいた際、事業場に訪問した際に調査票をお渡ししておりますので、その場でご記入いただき職員にお渡しいただくか、令和7年12月26日までに郵送していただきますようお願いいたします。

★ご相談・ご質問の受付★

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、お気軽にご連絡ください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1170>

【5】編集後記

皆さんこんにちは。今年も秋は短く、あっという間にコートの登場となりました。インフルエンザの流行も始まったようで、小中学校の学級閉鎖というニュースも聞こえ始めています。

身も心もせわしなくなる師走、年末になりますが、今年度も山梨労働局・各労働基準監督署が主唱し、当センターも推進団体となっている「令和7年度 年末年始無災害運動」が12月1日～来年1月末日まで実施されます。今年の運動標語は、

「「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進」

です。各事業場におかれましては、年末年始無災害運動実施要綱（当センターホームページに掲載予定）に基づき、経営トップによる安全衛生パトロールの実施や大掃除を契機とした5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を徹底していただくとともに、日頃の労働災害防止対策の実施状況を確認しましょう。

また、年末年始無災害運動実施要綱において、事業場が実施状況を確認する事項として「職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進」が挙げられていますが、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」でもあります。今年6月には、労働施策総合推進法の改正法が成立し、令和8年12月までにカスタマーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられることとなっています。12月10日には、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」がオンラインで開催されますので、理解を深めるために参加してみるのもいいのではないでしょうか。

季節の変わり目は体調を崩しやすくなります。風邪、インフルエンザなどにも注意して、穏やかに新しい年を迎えるよう準備を進めましょう。（座間）

配信の解除をご希望の方は、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

【TEL】 055(220)7020 【FAX】 055(220)7021

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
